

## 包括外部監査の結果に関する報告（概要）

平成 18 年 3 月 28 日

### 包括外部監査人

税理士・公認会計士 石丸 修太郎

### 監査対象としたテーマ

「過去の外部監査に関わる是正措置の状況について」  
(北海道土地開発公社及びこれに係る北海道の財務(平成 11 年度))

### テーマを選定した理由及び監査の要点

#### 1 テーマを選定した理由

前年度に引き続き、これまでの包括外部監査の結果が具体的にどのように行財政に反映されているか、もしくはされようとしているのか、またさらに検討を加えるべき点が生じていないかという点について検証することは、北海道における包括外部監査の制度を確立させ、また将来にわたり有効に機能していくうえで欠かせないものと考えられる。

より短期的には、財政的に緊急事態に陥っている北海道において、過去の監査対象として取り上げられたテーマにおける経営と財務が、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨を達成しているかという点がある。

#### 2 監査の要点

過去の包括外部監査を受けて公表された是正措置が、実際の監査結果における指摘事項および意見を的確に反映し、包括外部監査人が意図した方策が講じられ、かつ経営の効率化、財務の健全化が図られているか。

過去の包括外部監査の後、新たな問題は生じていないか。

北海道として今後の行政の執行において斟酌すべき事項はないか。

### 外部監査の結果

#### (1) 健全化方策及び健全化計画の継続的な見直し

200 億円にも上ると見込まれる公社が抱える含み損の処理は、道民の大きな関心事であり、このため前回監査で数々の指摘を受けて健全化方策及び健全化計画を策定したが、財務的な裏付けを伴わないことから目標達成は困難な状況であり、北海道および公社の責務は大きいものである。今後、どのような方策をもって含み損を解消するか、公社および北海道は継続的に健全化方策及び健全化計画の検討及び見直しを行い、道民に対して説明する義務および実行する責任がある。

## (2) 会計処理の適正化

完成土地を未成土地としている公社の貸借対照表は、財務状況を正確に反映していないものである。

土地の処分方針にもよるが、売却を前提とした処分が継続されるのであれば、売却の対象としている土地に関する含み損の金額は、本来であれば費用処理すべきである。たとえそれがかなわぬとしても、最低限、その額を財務諸表に開示すべきである。

北海道からの派遣職員に関わる人件費は、公社が独立した事業体として評価を受ける以上、その会計処理は適正に行うべきである。

## 外部監査の結果に添えて提出する意見

### (1) 北海道単独事業用地に関する考察

現在の北海道の財政状況から推測すると、公社が保有する北海道単独事業用地を即座に引き取ることは困難であろうが、公社の立場を鑑みると、北海道は早期の土地の引取りを行うべきである。

### (2) 自主事業用地に関する考察

これまでの健全化計画では、売却を前提とした自主事業用地の大幅な処分が謳われてきたが、公社の財務状況を鑑みるに、販売した際に生ずる損失を補填する計画が無ければ、その処分を行うことは不可能である。しかし、これまで土地開発公社が所有する土地を賃貸することは一時的なものしか認められていなかったが、平成16年12月に、長期的な賃貸をも可能とする政令改正がされたところである。これを機に、売却のみを前提とした従来の健全化計画の延長線上の見直しではなく、あらゆる手段を用いた見直しを早急に行うべきであり、北海道および公社の財政健全化に寄与することが見込まれる新たな計画を立案すべきである。

ただし、公社が賃貸という新たな手法により財務内容の健全化を図る際、提供する土地の計上基準も同時に検討しなければならない。

### (3) 公社の財務諸表に関する考察

#### 開示すべき情報について

公社はこれまで、土地開発公社経理基準要綱に基づき財務諸表を作成しているが、平成17年1月にこの要綱が改正されており早急に公社における財務規程等の見直しを行い、時代に合った財務諸表を作成・公表すべきであると考えます。

#### 会計基準について

土地開発公社という特別法人に対して土地開発公社経理基準要綱が定められているが、公社として財務内容に関わる説明責任を全うするのであれば、今回改正され

た土地開発公社経理基準要綱に基づき、専門家と協議の上、時代に適合した財務規程等を整備し、道民が理解しうる財務内容の開示を行うべきであるとする。

含み損の未販売土地への配分について

平成 16 年度においては、中空知流通工業団地の土地販売に関する会計処理は妥当に行われているものと認められる。南空知流通工業団地あるいは苫小牧交通運輸関連用地の土地が販売された実績はないが、今後販売が行われた場合においては、中空知流通工業団地におけると同様に適正な会計処理が行われなければならない。

#### (4) 公社の事業見込みに関する考察

平成 16 年度以降、公社の事業規模は大幅な縮減が見込まれている。国及び北海道からの事業が減少するとともに、東日本高速道路株式会社（旧日本道路公団）からの事業も大きく減少することが見込まれており、このままの状況が継続すると数年内に通常の事業における損益も赤字となる可能性がある。前回監査よりこれまで公社では、人員削減のほか、組織体制の見直しによる管理職給与の減少などの人件費の削減を行い、その他経費および支出の削減にも大いに努めてきている。

また、一方で新たに鉄道・運輸支援機構から北海道新幹線整備に係る事業の受託があったが、公社がその人的資源を確保し有効な作業能力を維持することを考えた場合、公社としての最低事業量の安定的確保には至っていない。

公社の公共事業における重要な機能を考えた場合、公社における専門的能力を有する人材の確保育成は、北海道として積極的に行う必要があり、今後とも公社の事業活動における最低事業量の確保は必須の要件と考える。北海道として公社を公共用地取得の業務に関わる専門機関として活用を図るためには、その事業規模の維持策を継続して講じる必要があることは、公社の存続が危ぶまれることになると、長期保有地の計画的な処分促進は不可能となり、北海道が被る財政的負担は著しいものと容易に想像が出来ることから判断される。

今後、長期保有地の処分ならびに活用のみならず公社自体の事業展開及び人的資源の確保も視野に入れた中長期計画の検討・立案が望まれる。

以上